

○奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例

昭和五十九年十二月二十二日
奈良県条例第十一号

〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例〕をここに公布する。

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例

(平一三年条例一九・改称)

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月奈良県条例第五号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 風俗営業の規制(第三条—第八条)
- 第三章 店舗型性風俗特殊営業の規制(第九条—第十二条)
- 第四章 無店舗型性風俗特殊営業の規制(第十三条—第十六条)
- 第五章 映像送信型性風俗特殊営業の規制(第十七条)
- 第六章 店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業等の規制等(第十八条—第三十二条)
- 第七章 特定遊興飲食店営業の規制(第三十三条—第三十六条)
- 第八章 深夜における飲食店営業の規制(第三十七条・第三十八条)
- 第九章 雜則(第三十九条—第四十一条)
- 第十章 罰則(第四十二条—第四十七条)
- 附則

第一章 総則

(平一三年条例一九・章名追加)

(目的)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業の規制等を行うことにより、青少年の健全な育成を図り、及び清浄な風俗環境を保持することを目的とする。

(平一三年条例一九・全改)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 風俗営業、風俗営業者、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業又は特定遊興飲食店営業者 それぞれ法第二条に規定する風俗営業、風俗営業者、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業又は特定遊興飲食店営業者をいう。

二 受付所営業 法第三十一条の二第四項に規定する受付所営業をいう。

三 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は風致地区 それぞれ都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は風致地区をいう。

四 歴史的風土保存区域 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第四条の規定により指定されている歴史的風土保存区域をいう。

(平七条例一五・平一三年条例一九・平一八条例四八・平二七条例三〇・平三〇条例六〇・一部改正)

第二章 風俗営業の規制

(平一三年条例一九・章名追加)

(許可に係る営業所の設置を制限する地域等)

第三条 法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域。ただし、法第二条第一項第一号から第三号まで及び第五号の営業に係る営業所については、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域のうち、道路に隣接する地域その他の地域で奈良県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める地域を除く。

二 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下この号において同じ。)の周囲百メートル(当該施設の敷地が商業地域にある場合で、その商業地域に営業所を設置するときは、五十メートル)の区域

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

イ 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

ウ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条に規定する保育所

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

オ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの(以下「病院及び有床診療所」という。)

2 前項の規定は、祭礼その他の習俗的行事が行われる場合において三月以内の期間を限つて営む風俗営業(法第二条第一項第四号及び第五号の営業に限る。)に係る営業所及び営業所が常態として移動する風俗営業に係る営業所については、適用しない。

(昭六一条例二・一部改正、平元条例二一・旧第四条繰上、平五条例八・平七条例一五・平一〇条例一

〇・平一三条例二七・平一三条例一九・平二七条例六五・平二七条例三〇・平三〇条例六〇・一部改正)

(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)

第四条 法第十三条第一項ただし書に規定する条例で定める時は、午前一時とする。

2 法第十三条第一項第一号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、十二月二十一日から同月三十一日までの日とする。

3 法第十三条第一項第一号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある地域として条例で定める地域は、県の全域とする。

4 法第十三条第一項第二号に規定する午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業、まあじやん屋及び法第二条第一項第五号に掲げる営業について、奈良市大宮町六丁目とする。

(平一〇条例一〇・全改、平二七条例三〇・一部改正)

(法第二条第一項第四号の営業の営業時間の制限)

第五条 法第二条第一項第四号の営業(まあじやん屋を除く。)を営む風俗営業者は、午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前(当該翌日が前条第二項に規定する日であるときは、午前一時前)の時間は、県の全域において、その営業を営んではならない。

(平元条例二一・旧第六条繰上、平一〇条例一〇・平二七条例三〇・一部改正)

(騒音及び振動の規制に係る数値)

第六条 法第十五条に規定する条例で定める騒音の規制に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値				
	昼間		夜間		深夜
	午前六時 後午前八 時前	午前八時 から午後 六時前	午後六時か ら午後十時 前	午後十時 から翌日 の午前零 時前	午前零時か ら午前六時 まで
一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域及び風致地区(二に該当する地域を除く。)並びに歴史的風土保存区域	四十五デシベル	五十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
二 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	六十デシベル	六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル	五十デシベル
三 一又は二に該当する地域以外の地域	五十デシベル	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル	四十五デシベル

2 法第十五条に規定する条例で定める振動の規制に係る数値は、五十五デシベルとする。

(平元条例二一・旧第七条繰上、平七条例一五・平一三条例一九・平二七条例三〇・平三〇条例六〇・一部改正)

(風俗営業者の遵守事項)

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 営業所で客を就寝させ、又は宿泊させないこと(当該営業所を用いて旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)第三条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。)を営む場合を除く。)。

三 客の求めない飲食物を提供しないこと。

四 営業中営業所の出入口及び客室に施錠し、又は施錠させないこと。

五 営業所その他の営業に供する施設又は敷地で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。

2 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を遵守しなければならない。

一 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

二 営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

三 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

四 営業所において客に飲酒をさせないこと。

3 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、第一項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

二 営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

三 営業所において客に飲酒をさせないこと（当該営業所を用いて飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいう。）を営む場合を除く。）。

（平元条例二一・旧第八条繰上、平一〇条例一〇・平一六条例二二・平二七条例三〇・令三条例二九・一部改正）

（法第二条第一項第五号の営業に係る営業所の立入り制限）

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるについて、保護者の同伴を求めなければならない。

（平二七条例三〇・全改）

第三章 店舗型性風俗特殊営業の規制

（平一三条例一九・章名追加）

（禁止区域の設定に係る施設）

第九条 法第二十八条第一項に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 病院及び有床診療所

二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五章（第四十二条を除く。）に規定する公民館

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第十一号に掲げる隣保事業により設置された隣保館

五 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの

（平元条例二一・旧第十条繰上、平一〇条例一〇・平一二条例九・平一三条例一九・令五条例四八・一部改正）

（禁止地域）

第十条 店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域においては、これを営んではならない。

一 法第二条第六項第一号から第四号まで及び第六号の営業（同項第四号の営業においては、モーテル営業（個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、公安委員会規則で定めるものを利用させる営業をいう。）に限る。）県の全域

二 法第二条第六項第四号の営業（前号に掲げるものを除く。）及び同項第五号の営業 商業地域（風致地区を除く。）を除く県の全域

（昭六一条例二・一部改正、平元条例二一・旧第十二条繰上、平一〇条例一〇・平一二条例一九・平一三条例一九・平二二条例九・平二五条例二五・一部改正）

（深夜における営業時間の制限）

第十二条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は、午前零時から午前六時までの時間（以下「深夜」という。）は、県の全域において、その営業を営んではならない。

（平元条例二一・旧第十二条繰上、平一〇条例一〇・平一三条例一九・平二七条例三〇・一部改正）

（広告制限地域）

第十三条 法第二十八条第五項第一号に規定する条例で定める地域は、第十条各号に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

（平一〇条例一〇・追加、平一三条例一九・一部改正）

第四章 無店舗型性風俗特殊営業の規制

（平一三条例一九・章名追加）

（広告制限地域）

第十四条 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する条例で定める地域は、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

一 法第二条第七項第一号の営業 県の全域

二 法第二条第七項第二号の営業 商業地域（風致地区を除く。）を除く県の全域

（平一〇条例一〇・追加、平一二条例一九・平一三条例一九・平二五条例二五・一部改正）

(受付所営業の禁止区域の設定に係る施設)

第十四条 法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第一項に規定する条例で定める施設は、第九条各号に掲げる施設とする。

(平一八条例四八・追加)

(受付所営業の禁止地域)

第十五条 受付所営業は、県の全域においては、これを営んではならない。

(平一八条例四八・追加、平二五条例二五・一部改正)

(受付所営業の深夜における営業時間の制限)

第十六条 受付所営業を営む者は、深夜は、県の全域において、その営業を営んではならない。

(平一八条例四八・追加)

第五章 映像送信型性風俗特殊営業の規制

(平一三条例一九・章名追加)

(広告制限地域)

第十七条 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、商業地域(風致地区を除く。)を除く県の全域とする。

(平一〇条例一〇・追加、平一三条例一九・一部改正、平一八条例四八・旧第十四条繰下)

第六章 店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業等の規制等

(平一三条例一九・追加)

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域の設定に係る施設)

第十八条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項に規定する条例で定める施設は、第九条各号に掲げる施設とする。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第十五条繰下)

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第十九条 店舗型電話異性紹介営業は、県の全域においては、これを営んではならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第十六条繰下、平二五条例二五・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業の深夜における営業時間の制限)

第二十条 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、深夜は、県の全域において、その営業を営んではならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第十七条繰下)

(店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)

第二十一条 法第三十一条の十三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口に規定する条例で定める地域は、県の全域とする。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第十八条繰下、平二五条例二五・一部改正)

(利用カードの販売の届出)

第二十二条 利用カード(店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品又は機器により発信される画像若しくは音声であつて、識別番号、暗証番号その他の情報(以下この章において「識別番号等」という。)を告知するものをいう。以下この章において同じ。)を販売をしようとする者は、販売を開始する日の十日前までに、店舗又は自動販売機(その発信する画像又は音声により識別番号等を告知することのできる機器を含む。以下この章において同じ。)ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 販売開始予定年月日

三 利用カードを販売する店舗の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所

四 利用カードにより役務の提供を受けることができる営業が店舗型電話異性紹介営業である場合にあつては、当該営業の営業所の名称及び所在地

五 利用カードにより役務の提供を受けることができる営業が無店舗型電話異性紹介営業である場合にあつては、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)及び当該営業の事務所の所在地

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、利用カードの販売を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、利用カードを販売する店舗の名称に限る。)に変更があつたときは、その日から起算して十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に届け出なければならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第十九条繰下)

(青少年に対する利用カードの販売等の禁止)

第二十三条 何人も、青少年(十八歳未満の者をいう。以下同じ。)に利用カードを販売し、贈与し、若しくは頒布し、又は利用カードの識別番号等を告知してはならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十条繰下・一部改正、平二七条例三〇・一部改正)

(利用カードの自動販売機への収納制限等)

第二十四条 何人も、次に掲げる場所を除き、利用カードを自動販売機に収納し、又は自動販売機により利用カードの識別番号等を告知される状態にしてはならない。

一 風俗営業の営業所(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所を除く。)

二 店舗型性風俗特殊営業の営業所

三 店舗型電話異性紹介営業の営業所

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十一条繰下、平二七条例三〇・一部改正)

(青少年の業務従事の禁止)

第二十五条 利用カードを販売する者は、青少年を利用カードの販売等の業務又は広告物(法第二十八条第五項第一号に規定する広告物をいう。以下この章において同じ。)の表示若しくは電話異性紹介営業所の名称等(法第三十一条の十二第一項第二号若しくは第三号若しくは法第三十一条の十七第一項第二号から第四号までに掲げる事項又は利用カードを販売する店舗の所在地若しくは自動販売機の設置場所をいう。第二十八条第一項において同じ。)の広告を目的とした文書、図画その他の物品(以下この章において「広告文書等」という。)の頒布等の業務に従事させてはならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十二条繰下・一部改正)

(青少年の利用カード購入禁止の表示等)

第二十六条 利用カードを販売する者は、自己の住所、氏名又は名称その他公安委員会規則で定める事項及び青少年が利用カードを購入することを禁ずる旨を利用カードを販売する店舗及び自動販売機の見やすい場所に表示しなければならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十三条繰下)

(業務の委託等に伴い講すべき措置)

第二十七条 利用カードを販売する者は、その業務を委託その他の方法により他の者に行わせる場合には、その者が当該業務の実施に関しこの章の規定に違反しないように、その者に必要な指導をしなければならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十四条繰下)

(広告等の規制)

第二十八条 何人も、法第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項の規定において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等において、電話異性紹介営業所の名称等に係る広告物を公衆に表示し、又は広告文書等を頒布してはならない。ただし、店舗型電話異性紹介営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所内部において広告文書等を頒布する場合については、この限りでない。

2 何人も、広告文書等を青少年に頒布してはならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十五条繰下)

(違反広告物の除却等)

第二十九条 公安委員会は、前条第一項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは広告文書等を頒布した者又はこれらを管理する者に対し、当該広告物又は広告文書等の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告文書等を頒布した者又はこれらを管理する者を確知することができないときは、警察職員又は委任した者に同項の措置を行わせることができる。

3 公安委員会は、前条第一項の規定に違反して表示された広告物がはり紙であるときは、当該はり紙を警察職員又は委任した者に除却させることができる。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十六条繰下)

(現場における警察職員の措置)

第三十条 警察職員は、第二十八条の規定に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十七条繰下・一部改正)

(青少年に対する利用の指示等の禁止)

第三十一条 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業を利用するよう指示し、唆し、又は勧誘してはならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十八条繰下)

(立入検査等)

第三十二条 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、利用カードを販売する者に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第二十九条繰下)

第七章 特定遊興飲食店営業の規制

(平二七条例三〇・追加)

(許可に係る営業所の設置が許容される地域等)

第三十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、奈良市大宮町六丁目であつて、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲百メートルの区域以外の地域とする。

一 児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

二 病院及び有床診療所

三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム及び同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム

(平二七条例三〇・追加、平二九条例六〇・一部改正)

(営業時間の制限)

第三十四条 特定遊興飲食店営業者は、午前五時から午前六時までの時間は、県の全域において、その営業を営んではならない。ただし、ホテル等内適合営業所(法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第四条第二項第二号に規定するホテル等内適合営業所をいう。)に該当するものを除く。

(平二七条例三〇・追加)

(騒音及び振動の規制に係る数値)

第三十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める騒音の規制に係る数値は、第六条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める振動の規制に係る数値は、五十五デシベルとする。

(平二七条例三〇・追加)

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第三十六条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 営業所で客を就寝させ、又は宿泊させないこと(当該営業所を用いて旅館業を営む場合を除く。)。

三 客の求めない飲食物を提供しないこと。

四 営業中営業所の出入口及び客室に施錠し、又は施錠させないこと。

五 営業所その他の営業に供する施設又は敷地で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。

六 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

七 営業所でとぼく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

八 午後六時から午後十時前の時間において青少年を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求める。

(平二七条例三〇・追加)

第八章 深夜における飲食店営業の規制

(平一三条例一九・章名追加、平二七条例三〇・旧第七章繰下)

(騒音及び振動の規制に係る数値)

第三十七条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条に規定する条例で定める騒音の規制に係る数値は、第六条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十二条第二項において準用する法第十五条に規定する条例で定める振動の規制に係る数値は、五十五デシベルとする。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第三十条繰下、平二七条例三〇・旧第三十三条繰下)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第三十八条 法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業の深夜における営業は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域(第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域のうち、道路に隣接する地域その他の地域で公安委員会規則で定める地域を除く。)においては、これを営んではならない。

(平元条例二一・旧第十三条繰上、平七条例一五・一部改正、平一〇条例一〇・旧第十二条繰下、平一三条例一九・旧第十五条繰下、平一八条例四八・旧第三十一条繰下、平二七条例三〇・旧第三十四条繰下、平三〇条例六〇・一部改正)

第九章 雜則

(平一三条例一九・章名追加、平二七条例三〇・旧第八章繰下)

(風俗環境保全協議会)

第三十九条 法第三十八条の四第一項に規定する条例で定める地域は、奈良市大宮町六丁目とする。

(平二七条例三〇・追加)

(手数料の徴収)

第四十条 法に定める許可、承認、認定、検定、試験、講習等を受けようとする者は、申請等の際、別表に定める手数料を納めなければならない。

- 2 公安委員会が法第二十条第五項の規定により同項の指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)に同項の試験事務を行わせる場合においては、同条第二項の認定又は同条第四項の検定を受けようとする者は、指定試験機関に前項の手数料を納めなければならない。
- 3 前項の規定により納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。
- 4 既納の手数料は、還付しない。

(平一二条例一九・全改、平一三条例一九・旧第十六条繰下、平一八条例四八・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五条例二五・一部改正、平二七条例三〇・旧第三十五条繰下)

(その他)

第四十一条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(平元条例二一・旧第十五条繰上、平一〇条例一〇・旧第十四条繰下、平一三条例一九・旧第十七条繰下、平一八条例四八・旧第三十三条繰下、平二七条例三〇・旧第三十六条繰下)

第十章 罰則

(平一三条例一九・追加、平二七条例三〇・旧第九章繰下)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の規定に違反した者
 - 二 第三十条の規定による警察職員の命令に違反した者
- (平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第三十四条繰下・一部改正、平二七条例三〇・旧第三十七条繰下)

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
 - 三 第二十九条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者
 - 四 第三十一条の規定に違反した者
- 2 前項第四号の罪を犯した者が、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者であるときは、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- (平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第三十五条繰下・一部改正、平二七条例三〇・旧第三十八条繰下)

第四十四条 第二十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第三十六条繰下・一部改正、平二七条例三〇・旧第三十九条繰下)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十六条の規定に違反した者
 - 三 第三十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して虚偽の陳述をした者
- (平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第三十七条繰下・一部改正、平二七条例三〇・旧第四十条繰下)

第四十六条 第二十三条、第二十五条又は第三十一条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第四十二条又は第四十三条の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第三十八条繰下・一部改正、平二七条例三〇・旧第四十一条繰下・一部改正)

(両罰規定)

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(平一三条例一九・追加、平一八条例四八・旧第三十九条繰下・一部改正、平二七条例三〇・旧第四十二条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に風俗営業等取締法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十六号)による改正前の風俗営業等取締法第二条第一項若しくは第三項又はこの条例による改正前の風俗営業等取締法施行条例第七条第二項若しくは第十二条第一項前段の規定による許可、承認等の申請をしている者の当該許可、承認等に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県警察関係許可手数料条例の廃止)

3 奈良県警察関係許可手数料条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十七号)は、廃止する。

(奈良県金属くず営業条例の一部改正)

4 奈良県金属くず営業条例(昭和三十二年四月奈良県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

5 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十九年四月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

別表(第四十条関係)

(平一二条例一九・追加、平一三条例二七・平一三条例一九・平一八条例四八・平二五条例五四・一部改正、平二五条例二五・旧別表第二・一部改正、平二七条例三〇・平三〇条例六〇・令元条例七・一部改正)

手数料を納めなければならぬ者	区分	手数料額
一 法第三条第一項の許可(以下この項において「許可」という。)を受けようとする者	(一) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下この項において「令」という。)第八条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。 1 三月以内の期間を限つて営む営業 2 その他の営業 (二) ぱちんこ屋又は令第八条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。 (三) ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合 1 三月以内の期間を限つて営む営業 2 その他の営業	一万五千円 二万五千円 (一)1又は2に定める額に、二千八百円(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の(三)の手数料額の欄に定める額から八千円を減じた額)を加算した額
二 法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者		一千二百円
三 法第七条第一項の規定に基づく風俗営業の相続に係る承認を受けようとする者		九千円
四 法第七条の二第一項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者		一万二千円
四の二 法第七条の三第一項の規定に基づく風俗営業者		一万二千円

たる法人の分割に係る承認を受けようとする者		
五 法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者		九千九百円
六 法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えを受けようとする者		千五百円
七 法第十条の二第一項の特例風俗営業者の認定を受けようとする者		一万三千円
八 法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付を受けようとする者		千二百円
九 法第二十条第二項の認定(以下この項において「認定」という。)を受けようとする者	(一) 指定試験機関が行う認定に必要な試験(以下「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について認定を受けようとする場合 (二) 法第二十条第四項の検定(十の項において「検定」という。)を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする場合 (三) (一)又は(二)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合 1 ぱちんこ遊技機 (1) 入賞を容易にするための特別の装置であつて電気的動力により作動するもの(以下「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) ア マイクロプロセッサー(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。) ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの 2 回胴式遊技機 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの 3 アレンジボール遊技機 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの 4 じやん球遊技機 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの 5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	二千二百円 四千三百四十円 三万五千円 一万六千三百円 二万九千円 一万六千三百円 一万四千四百円 五万九千円 二万三千円 三万五千円 一万九千円 三万五千円 一万九千円 二万九千円 一万二千六百円
十 検定を受けようとする者	(一) 指定試験機関が行う検定に必要な試験(以下「型式試験」という。)を受けた型式について検定を受けようとする場合 (二) 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合 (三) (一)又は(二)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合 1 ぱちんこ遊技機	三千九百円 六千三百円

	<p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 回胴式遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 アレンジボール遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>4 じやん球遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>	百四十三万五千円 四十三万八千円 百十二万八千円 四十三万八千円 三十三万八千円 百六十二万千円 四十七万九千円 百十四万八千円 四十八万二千円 百十四万七千円 四十八万千円
十一 遊技機試験を受けようとする者	<p>(一) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>(三) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>(四) じやん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 2 1に掲げるもの以外のもの</p> <p>(五) (一)から(四)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 2 1に掲げるもの以外のもの</p>	四万三千三百円 二万三千円 三万六千三百円 二万三千円 二万千円 六万八千三百円 三万三百円 四万二千三百円 二万六千三百円 四万二千三百円 二万六千三百円 三万六千三百円 一万九千円
十二 型式試験を受けようとする者	<p>(一) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>	百四十四万二千円 四十四万五千円 百十三万五千円 四十四万五千円

	<p>3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 2 1に掲げるもの以外のもの <p>(三) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 2 1に掲げるもの以外のもの <p>(四) じやん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの 2 1に掲げるもの以外のもの 	三十四万五千円 百六十二万八千円 四十八万六千円 百十五万五千円 四十八万九千円 百十五万四千円 四十八万八千円
十三 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認(以下この項において「承認」という。)を受けようとする者	<p>(一) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合</p> <p>(二) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>	二千四百円 五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乘じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の(三)の手数料額の欄に定める額から八千円を減じた額)を加算した額
十四 法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者		講習一時間について六百五十円
十五 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者	<p>(一) 法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする場合</p> <p>(二) 法第二条第七項第一号の営業を営もうとする場合で当該営業につき受付所を設けようとするとき。</p> <p>(三) 法第二条第七項、第八項若しくは第十項の営業を営もうとする場合((二)に掲げる場合を除く。)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十九号)附則第三条第二項の規定により法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる場合</p>	一万九百円 三千四百円と八千五百円に受付所の数を乗じて得た額との合計額 三千四百円
十六 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第二十七条第二項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者	<p>(一) 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合</p> <p>(二) その他の場合</p>	千九百円と八千五百円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 千五百円

十七 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付を受けようとする者		千二百円
十八 法第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者	(一) 三月以内の期間を限つて営む特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合 (二) その他の場合	一万四千円 二万四千円
十九 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者		千百円
二十 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者		八千七百円
二十一 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者		一万二千円
二十二 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者		一万二千円
二十三 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者		九千九百円
二十四 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換えを受けようとする者		千四百円
二十五 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者		一万三千円
二十六 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付を受けようとする者		千百円
二十七 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者		講習一時間について六百五十円

備考

一 一の項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項の手数料額の欄に定める額から八千六百円を減じた額とする。

- 二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき一の項の許可を受けようとする場合における手数料額は、それぞれ同項の手数料額の欄に定める額に六千八百円を加算した額とする。
- 三 三の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千八百円とする。
- 四 四の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千八百円とする。
- 五 四の二の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千八百円とする。
- 六 七の項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料額は、一万円とする。
- 七 九の項の認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について同項の認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料額は、同項の手数料額の欄の規定にかかわらず、同項の(一)の場合にあつては零円とし、同項の(二)の場合にあつては四十円とし、同項の(三)の場合にあつてはそれぞれ同項の(三)の手数料額の欄に定める額から八千円を減じた額とする。
- 八 十一の項の遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について同項の遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料額は、それぞれ同項の手数料額の欄に定める額から一万四千三百円を減じた額とする。
- 九 十八の項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料額は、それぞれ同項の手数料額に定める額から八千七百円を減じた額とする。
- 十 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき十八の項の許可を受けようとする場合における手数料額は、それぞれ同項の手数料額の欄に定める額に六千八百円を加算した額とする。
- 十一 二十の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千八百円とする。
- 十二 二十一の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千三百円とする。
- 十三 二十二の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千三百円とする。
- 十四 二十五の項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料額は、一万円とする。

附 則(昭和六一年条例第二号)

この条例は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第四条第一項第二号エの改正規定は、昭和六十一年六月二十七日から施行する。

附 則(平成元年条例第二一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成五年条例第八号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第一五号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成八年規則第三九号で平成八年四月一日から施行)

附 則(平成一〇年条例第一〇号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一九号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第二七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一四年規則第三五号で平成一四年四月一日から施行)

(奈良県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の廃止)

2 奈良県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例(平成八年十二月奈良県条例第九号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正後の第十九条第一項に規定する利用カードを販売している者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から一月を経過する日(その日以前に同項の公安委員会規則で定めるところにより同項各号に掲げる事項を届け出た場合にあっては、その届出の日)までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に表示されている改正後の第二十五条第一項に規定する電話異性紹介営業所の名称等に係る広告物については、施行日から一月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一六年条例第二二号)

この条例は、平成十六年二月二十七日から施行する。

附 則(平成一八年条例第四八号)

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第九号)

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第五四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年条例第六五号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三〇号)

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定(同表の十八の項に係る部分に限る。)及び別表の備考に次のように加える改正規定(同表の備考九に係る部分に限る。)は、同年三月二十三日から施行する。

附 則(平成二九年条例第六〇号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六〇号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第二九号)

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第四八号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。